国政評第21号令和2年6月30日

海上保安庁長官 殿

国土交通大臣

令和元年度に海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価

中央省庁等改革基本法(平成10年法律第103号)第16条第6項第2号の規定に基づき、令和元年度に海上保安庁が達成すべき目標についての評価を次のとおり実施したので、通知する。

I 海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価にあたって

この評価は、実施庁が目標を達成したかどうかを判断するとともに、目標を達成するために必要な措置等が講じられたかどうか等を視点として評価するものであり、評価結果は、実施庁の効率的な業務執行に活かされるべきものである。

- Ⅱ 海上保安庁が達成すべき目標に対する実績の評価
- 1. 領土・領海の堅守、海上保安体制の充実強化について

目 標

外国公船による領海侵入等や外国海洋調査船の活動の活発化、その他重大な事案が発生するなど、我が国周辺を取り巻く状況がますます厳しくなっている情勢を踏まえ、領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りを厳格に実施する。また、こうした状況に対応するため、平成28年12月に決定された「海上保安体制強化に関する方針」等に基づき、計画的に海上保安体制の強化を進める。

[具体的な目標]

- ・ 我が国領海等への外国公船の接近・侵入、外国漁船による違法操業、排他的経済水域及び大陸棚における外国海洋調査船による調査活動、大和堆周辺海域における北朝鮮漁船等の活動に厳正に対応すること。加えて、日本海沿岸部への木造船の漂流・漂着等に細心の注意をもって対応すること。【主要】
- ・ 尖閣領海警備体制の強化と大規模事案の同時発生に対応できる体制の整備、広大な 我が国周辺海域における監視体制の強化のため、巡視船・航空機等の整備や情報通

信体制の強化を進めること。また、海上保安業務対応能力の向上を図るため、教育施設の拡充を進めること。【主要】

・ 法の支配に基づく「自由で開かれたインド太平洋」の実現のため、海洋秩序維持の 重要性をアジア諸国との間で共有し、アジア諸国の海上保安機関に対する能力支援 向上や協力関係の強化を図ること。【主要】

評 価

目標達成

領海及び排他的経済水域等の監視警戒・取締りについては、以下具体的に述べる通り、厳格に実施したと認められる。また、「海上保安体制強化に関する方針」等に基づき、計画的に海上保安体制の強化を進めてきたと認められ、全ての具体的な目標で目標が達成されているものと認められるため、「目標達成」と評価する。

【具体的な目標についての所見】

- ・ 尖閣諸島周辺海域の接続水域において、ほぼ毎日中国公船による活動が確認され、 令和元年度は、接続水域入域が延べ315 日1202 隻、領海侵入(接続水域入域の内数) が延べ28 日110 隻となったが、事態をエスカレートさせることなく、国際法や国内 法に則り、領海侵入事案が発生した際には、その都度現場において退去要求を行い、厳正に対応した。外国漁船による違法操業等についても、迅速かつ的確に対応 し、令和元年度は、尖閣諸島周辺海域において、中国漁船161 隻、台湾漁船46 隻に 対して、領海からの退去警告を行い、小笠原諸島周辺海域において排他的経済水域 における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律違反の疑いで1隻を検挙 した。
- 我が国の排他的経済水域等における外国海洋調査船による我が国の同意を得ない調査活動や同意内容と異なる調査活動(特異行動)について、巡視船、航空機による警戒監視等を行い、特異行動を確認した場合には、活動状況や行動目的の確認を行うとともに、中止要求を実施するなど適切な対応を行った。なお、令和元年度は、4件の外国海洋調査船による特異行動が確認された。
- ・ 大和堆周辺海域における北朝鮮漁船や中国籍とみられる漁船の違法操業への対応については、イカ釣り漁の漁期(6月から)前の5月下旬から、大型巡視船を含む複数 隻の巡視船を大和堆周辺海域に配備し、同海域に近づこうとする北朝鮮漁船や中国籍とみられる漁船に対応した。なお、令和元年度は、延べ1,320隻に退去警告を行い、そのうち、252隻に対し放水を実施し、我が国排他的経済水域の外側に向け退去させた。

- ・ 日本海沿岸部への漂流・漂着木造船等への対応については、巡視船艇・航空機による巡視警戒の強化等、地元自治体や関係機関との情報共有及び迅速な連絡体制の確保の徹底を行うこと等により、早期発見に努め、情報を入手した場合には海上保安官を現場に向かわせ、船体や船内の状況を詳細に調査するとともに、生存者がいる場合には徹底した事情聴取を行い、漂流・漂着に至った経緯の確認等を行った。なお、令和元年度は、北朝鮮からのものと思料される漂流・漂着木造船等が165件確認された。
- ・ 「海上保安体制強化に関する方針」に基づき、ヘリコプター搭載型巡視船2隻、大型巡視船1隻、大型測量船1隻、新型ジェット機1機を就役させるとともに、既存の巡視船2隻に対し映像伝送機能の強化を行った。また、教育施設については、アジア諸国の海上保安機関の職員を受け入れて能力向上を行うべく、海上保安大学校内に国際交流センターを完成させた。
- ・ アジア海上保安機関長官級会合 (HACGAM) の第 15 回会合がスリランカで開催され、アジアでの海上保安業務に関する連携強化を図った。またインド太平洋沿岸国の海上保安機関に対する海上保安能力向上支援のため、専門的な知識や高度な技術を有する海上保安官を各国に派遣したほか、各国の海上保安機関の職員を日本に招聘し研修を実施した。

2. 海上における治安の確保について

日 輝

海上における治安の確保に関し、犯罪、紛争等に関する積極的な情報収集活動等を通じて事態を正確かつ迅速に把握し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取り締まるとともに、テロ活動等に対する警備を的確に行う。

[具体的な目標]

- ・ 2020 年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会を見据え、テロ事 案をはじめとする、国民の安全・安心を阻害するおそれのある活動等に対する警備 体制等の充実・強化を図ること。
- ・ 「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数を 0 件とすること。【主要】

評 価

目標達成

密輸等の海上犯罪については、薬物事犯を9件、銃器事犯を1件、密航事犯を4件摘

発し、密輸、密航等の海上犯罪を厳正かつ的確に取締まっていると認められ、また、テロ活動等に対する警備についても的確に行っていたと認められ、全ての具体的な目標で目標が達成されているものと認められるため、「目標達成」と評価する。

【具体的な目標についての所見】

- ・ 装備・資機材の増強整備、2020年東京オリンピック競技大会・東京パラリンピック競技大会のテストイベントに併せた事前検証、行政機関との連携訓練等所要の準備を行った。また、海事・港湾業界団体が参画する「海上・臨海部テロ対策協議会」において、官民一体となったテロ対策について議論・検討を行ったほか、官民連携テロ対応実動訓練を実施し、官民一体による連携体制の確認を行った。
- ・ 原子力発電所や石油コンビナート等の重要インフラ施設に対する巡視船艇・航空機による警戒のほか、旅客ターミナル、フェリー等のいわゆるソフトターゲットに重点を置いた警戒を実施した結果、令和元年度の「海上におけるテロ活動」及び「海上からのテロ活動」による被害発生件数は0件であった。

3. 海難の救助について

目 標

海難の救助に関し、即応体制を常に整えておくとともに、情報の早期入手及び救助勢力の早期投入を図り、迅速かつ的確な救助を行う。

[具体的な目標]

- ・ 要救助海難に対する救助率を95%以上とすること。【主要】
- ・ 海難救助には速やかな救助の要請が必要であり、周知・啓発に取組み、海難発生後 2時間以内での海上保安庁関知率を平成32年度までに85%以上とすること。

評 価

相当程度進展あり

主要な具体的な目標である要救助海難に対する救助率については、目標を達成しているものと認められ、海難発生後2時間以内での海上保安庁関知率を令和2年度までに85%以上とする目標については、令和元年度の実績値は前年度と比べ改善しており、目標達成に向けた取組が進んでいるものと認められることから、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さず目標達成が可能と考えられるため、「相当程度進展あり」と評価する。

【具体的な目標についての所見】

• 海難の発生に備えた救助体制の充実強化、民間救助組織との連携・協力に努めた結

果、令和元年の要救助海難に対する救助率は96%であった。

- 注)本評価が対象とする目標期間は令和元年度としているが、令和元年度中の実績値のうち、令和2年1月から3月までの実績値は集計中であるため、本評価は令和元年1月から12月の実績値により行うこととする。
- ・海上保安庁関知率は、海難発生時における海上保安庁への緊急時の通報に関するこれまでの周知・啓発活動の効果が発現したことに加え、令和元年 11 月から聴覚や発話に障害をもつ方を対象にスマートフォン等を使用した入力により海上保安庁への緊急時の通報が可能となるサービス「NET118」を開始したことにより、平成 30 年度において 75%であったものが令和元年度において 81%へと改善している。

4. 海上交通の安全確保について

目 標

海上交通の安全確保に関し、航路標識の整備等を計画的に行うとともに、関係法令に基づく指導、船舶交通の安全のために必要な情報提供等を的確に行うことにより、海難の未然防止を図る。

[具体的な目標]

- ・ ふくそう海域における、情報の聴取義務化の施策等により低発生水準となった衝突・乗揚事故の発生率(通航隻数 100 万隻当たり 76 隻以下)を維持確保するとともに、航路閉塞や多数の死傷者が発生するなどの社会的影響が著しい大規模海難の発生数を 0 件とすること。【主要】
- ・ 我が国周辺で発生する船舶事故隻数を平成32年度までに少なくとも2,000隻未満とすること。【主要】

評 価

相当程度進展あり

東京湾の航路における巨大船の通航間隔の見直しを行ったほか、的確な情報提供や管制などにより、主要な具体的な目標である、ふくそう海域における衝突、乗揚事故の発生率を低水準で維持する目標については、目標値を下回る低水準の実績を達成するとともに、大規模海難の発生は0件となり目標を達成しているものと認められる。

また、もう一つの主要な具体的な目標である船舶事故件数については、令和元年度の 実績値は、令和2年度までの目標である2,000 隻未満を若干上回ったものの、前年から 事故件数が大幅に増加した平成30年の実績値と比べ改善しており、目標達成に向けた 取組が進んでいるものと認められる。

以上により、現行の取組を継続した場合、相当な期間を要さず目標達成が可能と考えられるため、「相当程度進展あり」と評価する。

【具体的な目標についての所見】

- ・ ふくそう海域(東京湾、伊勢湾、瀬戸内海及び関門海峡)に設置されている海上交通センターにおいて、船舶の動静を把握し、航行の安全に必要な情報の提供や、大型船舶の航路入港間隔の調整を行うとともに、巡視船艇との連携により、通航方式に従わない船舶への指導等を実践した結果、令和元年のふくそう海域における衝突・乗揚事故の発生率は通航隻数100万隻あたり48隻と前年度より減少し、また、社会的影響が著しい大規模海難の発生数も0件(昨年0件)であった。
 - 注)本評価が対象とする目標期間は令和元年度としているが、令和元年度中の実績値のうち、本評価時点において把握可能な令和2年1月から3月までの実績値は速報値となるため、本評価は令和元年1月から12月の実績値により行うこととする。
- ・ 事故の多くは事故を起こした船舶操縦者の見張り不十分といった不注意により発生しているため、これらの事故を防止するため、国の関係機関や民間関係団体と連携し、漁港やマリーナ等で訪船指導や海難防止講習会の開催、安全啓発のリーフレットの配布による啓発活動を行ったほか、ウォーターアクティビティごとの事故防止のための情報をまとめた総合安全情報サイト「ウォーターセーフティガイド」の充実強化を図った結果、令和元年の我が国周辺で発生した船舶事故隻数は、2,053隻となり、前年から事故件数が大幅に増加した平成30年の実績値(2,178隻)と比べ改善している。

5. 海上防災・海洋環境の保全について

目 標

激甚化する自然災害や大規模な油等排出事故による海上災害の発生リスクに対し防災対策を推進するとともに、油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染を防止し、海洋環境の保全に貢献する。

[具体的な目標]

- ・ 大規模地震・津波、豪雨・台風等の自然災害、原子力災害及び油や有害液体物質の 流出に伴う海上災害の発生時における災害対応能力の強化を図るとともに、関係機 関と連携し、発災初期の情報共有にかかる内容をより充実させた合同防災訓練を平 成31年度に350回以上実施すること。【主要】
- ・油の不法排出や廃棄物の不法投棄等による海洋汚染の防止を図るため、海事・漁業関係者を対象とした海洋環境保全講習会による指導、若年齢層を含む一般市民を対象とした海洋環境保全教室による啓発活動を平成31年度に500回以上実施すること。【主要】

評 価

目標達成

災害対応能力の強化を図るとともに、合同防災訓練の実施回数は目標を達成している。また、海洋汚染の防止についても、指導、啓発活動の実施回数が目標を達成しており、全ての具体的な目標で目標が達成されているものと認められるため、「目標達成」と評価する。

【具体的な目標についての所見】

- 航路標識の耐震補強及び耐波浪補強による防災対策を講じるともに、迅速な対応勢力の投入や非常時における円滑な通信体制の確保等を念頭においた防災訓練等、関係機関と連携した合同防災訓練を合計 373 回実施した。
- ・ 令和元年度において、海事・漁業関係者、マリンレジャー関係者等を対象にした海 洋環境保全講習会による指導を89回、一般市民を対象とした海洋環境保全教室によ る啓発活動を292回、海浜清掃を通じて海洋環境保全の意識高揚に繋げる漂着ごみ 分類調査を368回、合計で749回実施した。

6. 海象の観測等について

目 標

海上の安全確保、海洋権益の確保、防災情報の整備・提供といった様々な目的のため に適切に海洋調査を実施するとともに、海洋における活動の基盤情報となる調査成果を 集約し、目的に応じた効果的な情報提供を実施する。

「具体的な目標」

- ・ 測量船、測量機の整備等により、海洋調査体制を強化し、他国による海洋境界の主張 に対し、我が国の立場を適切な形で主張していくために必要な海洋調査等を計画的 に実施すること。【主要】
- ・ 「第3期海洋基本計画」(平成30年5月 閣議決定)及び「我が国における海洋状況把握(MDA)の能力強化に向けた今後の取組方針」(平成30年5月 総合海洋政策本部決定)に基づき、「海洋状況表示システム」を運用するとともに、情報のさらなる広域性・リアルタイム性の向上を図るための機能強化に取り組むこと。【主要】
- ・ 全国 20 箇所に設置されている験潮所における験潮の成果から平均水面等を公表 (毎月) し、天文最低低潮面等を求めること。また、観測結果を地震予知等に活用 するため、気象庁(リアルタイム)及び国土地理院(毎月)に提供すること。【主 要】

評 価

目標達成

海上の安全確保等の目的のために適切に海洋調査を実施していると認められ、また、 験潮による成果から平均水面及び天文最低低潮面の算出・公表や関係機関への適時・適 正な情報提供を行っており、全ての具体的な目標で目標が達成されているものと認めら れるため、「目標達成」と評価する。

【具体的な目標についての所見】

- ・ 令和2年1月に大型測量船「平洋」を就役させ海洋調査体制を強化するとともに、 測量船や航空機等により、海洋権益確保のための海底地形調査等を実施した。
- ・ 平成31年4月から「海洋状況表示システム (海しる)」の運用を開始するととも に、情報のさらなる広域性・リアルタイム性の向上を図るための機能強化を行っ た。
- 海上保安庁が所管する全国 20 箇所の験潮所において、験潮による成果から平均水面 及び天文最低低潮面を算出し、潮位月表をインターネットHPにより毎月公表する とともに潮汐表を刊行した。また、観測結果のうち、験潮データを気象庁にリアル タイムで転送し、全球測位衛星システムデータの解析結果を国土地理院に毎月提供 した。